

大田市告示第 9 5 号

大田市地域力向上プログラム事業交付金交付要綱（平成 2 7 年大田市告示第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

大田市長 楫 野 弘 和

第 1 5 条第 5 項を次のように改める。

- 5 委員は、総務部長、産業振興部長、市民環境福祉部長、こども未来部長、教育部長をもって充てる。

別表中「5 万円」を「1 0 万円」に、「3 0 万円」を「5 0 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。